

○会津坂下町障害者訪問介護等利用者負担の減額に関する要綱

平成26年9月26日告示第125号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護、法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び法第8条第15項に規定する夜間対応型訪問介護（以下「訪問介護等」という。）を利用する低所得者のうち、障害者施策によるホームヘルプサービス利用者の減額に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象となる利用者（以下「対象者」という。）は、町内に居住する者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項の規定により居宅介護の利用において境界層該当者として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった者とする。

(1) 65歳到達前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた者であって、65歳に達したことで介護保険の対象となった者

(2) 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者

(所得等の確認)

第2条の2 この事業の対象者の属する世帯の生計中心者に対する所得の確認は、申請時において、7月から12月までは前年、翌年1月から6月までは前々年の収入による所得税法（昭和40年法律第33号）の課税状況を確認するほか、毎年7月に行うものとする。

2 この事業の対象者に対する障害者総合支援法における境界層該当の確認は、申請時のほか、毎年7月に行うものとする。なお、この事業の認定者となった者が、当該認定を受けた年の翌年に認定者とならなかった場合は、その年以後の助成の対象としないものとする。

(減額の範囲)

第3条 助成の額は、訪問介護等に係る利用者負担額の10割（利用者負担額を全額免除）とし、介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行い、軽減措置適用後の利用者負担額について支給を行うものとする。

(申請及び対象者の決定)

第4条 この事業による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、対象者であるか否かを速やかに決定し、様式第2号により、申請者に通知しなければならない。

3 町長は、対象者であると認めた申請者（以下「認定者」という。）に対し、様式第3号により交付しなければならない。

(助成の方法)

第5条 認定者は、法で規定する指定居宅介護支援事業者（基準該当居宅介護支援事業者を含む。）及び指定訪問介護事業者（基準該当訪問介護事業者を含む。）等に対し、居宅介護支援及び訪問介護等を受ける際に、減額認定証を提示するものとする。

(届出)

第6条 認定者は、氏名又は住所を変更したときは、町長に届出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 認定者は、この要綱による助成を受ける権利を他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第8条 町長は、詐欺その他不正の行為により、この要綱による助成を受けた者に対し、その助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。